

2023年度①

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

- Ⅰ 法務省のウェブサイトにおいて公表されている文書によると、司法試験と司法試験予備試験の考査委員会議は、どちらも毎回の出題に先立ち、「視覚障害の受験者に対する配慮について」の申合せをしている。どちらの申合せの文面にも、「視覚障害の受験者に対しては、点字による出題が予定されている」ということを前提にして、たとえば「点字においては、漢字を用いず、点字表記の単語のみでは同音異義語の区別ができないため、書かれている具体的な漢字を識別できない限り、正解を導き出すことが困難な問題は、出題を避けるか又は記載されている漢字に注釈を付けた上で出題する」ということなどが記載されている。

これらの国家試験において合理的な「配慮」の対象とされている種類や程度の「視覚障害」がある大学生Xは、司法試験の受験資格を得るために、まずは自宅から最寄りの国立Y大学法科大学院に入学したいと考えている。Xが出願に先立ち、Y大学法科大学院の説明会に参加して、入学試験の実施にあたり「点字による出題」のほか、解答時間や解答方法などについても司法試験や司法試験予備試験と同様の「視覚障害の受験者に対する配慮」をしてくれるように申し入れたところ、Y大学法科大学院は、説明会の担当者を通じて、このような要望に対応することはできないと回答した。

Y大学法科大学院からXに対して説明された理由は、もとより公平性や開放性を大切な理念として掲げて入学試験を実施してきたものの、これまで「点字による出題」などの「視覚障害の受験者に対する配慮」をした経験や実績がなく、これから準備をしようにもXが受験を希望している今年度の実施に間に合うとは見込まれない、ということのほか、Xが入学試験に合格して入学した場合には、とりわけ授業科目の履修についても全般にわたり同様の「配慮」が必要になると想定されるが、とても対応しきれない見通しがなく、その意味において無責任に受け入れることはできない、ということであった。また、Y大学法科大学院の説明会の担当者は、このような説明に際して、他校の対応の状況については詳細を承知していないが、少なくとも司法試験予備試験においては現に司法試験と同様の「視覚障害の受験者に対

する配慮」が徹底されており、Xが司法試験の受験資格を得る道が閉ざされているというわけではないのであるから、仮に法科大学院への入学が難しくても諦めてしまうことはないだろう、という趣旨の所見もXに伝えた。

XがY大学法科大学院の入学試験を受験しようとしてもできないことには、さまざまな問題点があると考えられようが、それらのうち憲法上の問題点について論じなさい。

II 日本銀行法（平成9年法律第89号）第1条第1項に定められているとおり、「日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする」。同法第21条の規定に基づいて、日本銀行には総裁1名や副総裁2名などの役員が置かれており、同法第23条第1項に、「総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する」と定められている。

衆議院と参議院の多数派の考えが異なることにより「両議院の同意」が直ちに得られず、人事が滞ることを懸念して、同法に新たな規定を盛り込むことが構想されているとする。新たに盛り込まれようとしているのは、《衆議院が同意の議決をして、参議院が同意の議決をしない場合に、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が同意の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が同意の議決をしないときは、衆議院の同意を両議院の同意とする》という内容の規定であるとする。権限を縮小されることになる参議院には反対の議員が多く、それらを押し切って、このような内容の規定を盛り込んだ日本銀行法の一部を改正する法律案が衆議院に提出されたところ、衆議院においては可決されたものの、その回付を受けた参議院においては否決されたとする。

このような法律案が、衆議院において再可決されることにより法律として成立する場合に生じると考えられる憲法上の問題点について論じなさい。